

JIS

ボーリング用機械・器具用語

JIS M 0103 : 2020

(JSIM/JSA)

令和 2 年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	秋 山 進	株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 43.3.1 改正：令和 2.11.20

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-6821)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	2
4.1 一般	2
4.2 基本	2
4.3 機械及び附属機器	3
4.4 ビット類	7
4.4.1 ビット	7
4.4.2 ダイヤモンドビット	8
4.4.3 メタルビット	10
4.4.4 リーミングシェル	13
4.4.5 その他のビット	15
4.5 コアバーレル	17
4.5.1 シングルチューブコアバーレル	17
4.5.2 多重管コアバーレル	18
4.5.3 ワイヤーラインコアバーレル	20
4.5.4 マッドチューブ	22
4.6 ボーリングロッド及びウォータースイベル	23
4.6.1 ボーリングロッド及びドリルカラー	23
4.6.2 ウォータースイベル	24
4.7 揚降器具類	25
4.7.1 滑車	25
4.7.2 ワイヤーロープ附属器具	27
4.7.3 揚降器具	28
4.8 保持器具	29
4.9 孔壁保護器具	31
4.9.1 ドライブパイプ	31
4.9.2 ケーシング	32
4.9.3 ケーシング関係器具	34
4.10 事故回復用具など	35
4.10.1 タップ	35
4.10.2 その他の器具	35
解 説	37

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業機械工業会（JSIM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS M 0103:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ボーリング用機械・器具用語

Glossary of terms for drilling equipments and tools

1 適用範囲

この規格は、地質調査、地下資源調査、地下資源開発、グラウトホール、基礎くい（杭）などにおいて地中をせん（穿）孔する機械であって、主としてビットを地盤に押し付けて回転掘削を行う構造のボーリング用機械及び器具の用語（以下、用語という。）及び定義について規定する。

この規格は、ロータリーテーブル型又は衝撃式、回転打撃式若しくは回転振動式のボーリング用機械及び器具の用語は規定しない。

注記 1 ロータリーテーブル型のボーリング用機械は、石油、天然ガスなどの大規模な採掘を目的に利用するものである。

注記 2 衝撃式、回転打撃式及び回転振動式のボーリング用機械は、土木工事専用機であり、掘削方式がそれぞれ衝撃、打撃及び振動を利用している。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 分類

用語の分類は、次による。

- a) 基本
- b) 機械及び附属機器
- c) ビット類
 - 1) ビット
 - 2) ダイヤモンドビット
 - 3) メタルビット
 - 4) リーミングシェル
 - 5) その他のビット
- d) コアバーレル
 - 1) シングルチューブコアバーレル
 - 2) 多重管コアバーレル